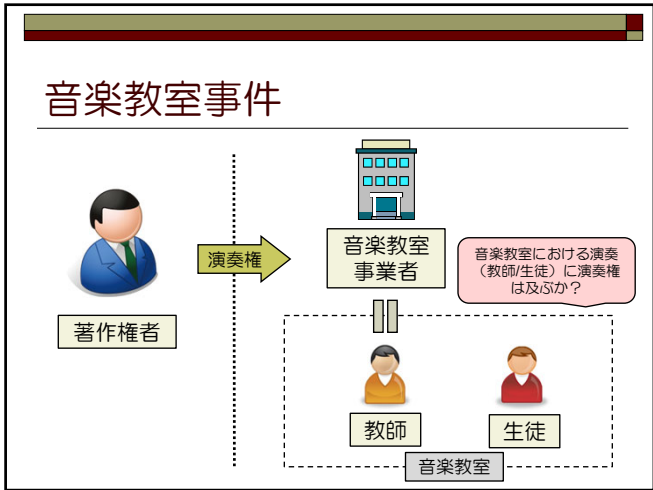


音楽教室事件・最高裁判決

「カラオケ法理」の行方？

早稲田大学法学学術院・教授
上野達弘

1



2

音楽教室事件

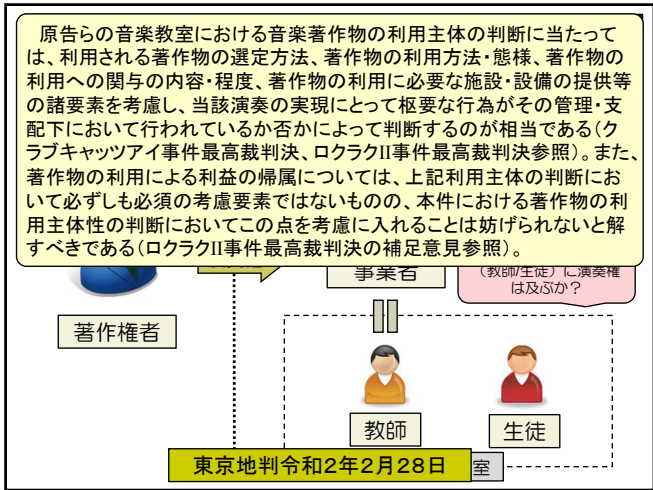
当事者

原告：音楽教室事業者（法人249社、個人2名）
被告：JASRAC

経緯

2017年 6月 7日 使用料規程変更届出
2017年 6月20日 訴訟提起

3



4

原告らの音楽教室で演奏される課題曲の選定方法、同教室における生徒及び教師の演奏態様、音楽著作物の利用への原告らの関与の内容・程度、著作物の利用に必要な施設・設備の提供の主体、音楽著作物の利用による利益の帰属等の諸要素を考慮すると、原告らの経営する音楽教室における音楽著作物の利用主体は原告らであると認めるのが相当である。。

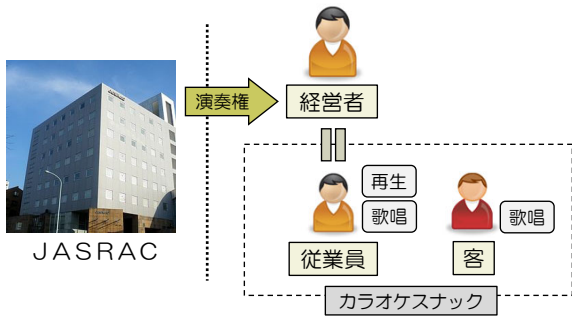
東京地判令和2年2月28日 室

5

第一審判決批判

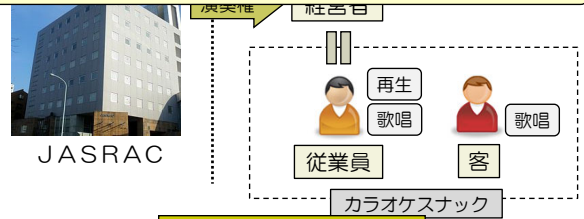
6

クラブ・キャッツアイ事件



7

・客のみが歌唱する場合でも、客は、Yらと無関係に歌唱しているわけではなく、Yらの従業員による歌唱の勧誘、Yらの備え置いたカラオケテープの範囲内での選曲、Yらの設置したカラオケ装置の従業員による操作を通じて、Yらの**管理のもと**に歌唱しているものと解され、他方、Yらは、客の歌唱をも店の営業政策の一環として取り入れ、これを利用していわゆるカラオケスナックとしての雰囲気醸成し、かかる雰囲気を好む客の来集を図って**営業上の利益**を増大させることを意図していたというべきであって、前記のような客による歌唱も、著作権法上の規律の観点からはYらによる歌唱と同視しうる



最判昭和63年3月15日

8

カラオケ法理批判

著作権法学会シンポジウム2001
【サービスプロバイダーの法的地位と責任】
(2001年12月1日)

上野達弘「プロバイダーの責任——プロバイダーに対する差止を中心に」
著作権研究28号92頁以下(2003年)

すなわち周知のとおりではございますが、カラオケスナック、およびカラオケボックスをめぐる判例におきましては、物理的な歌唱行為を現実に行っているわけではない店を、歌唱という利用行為の主体として認めております。その正当化根拠として持ち出されてまいりました要素が2つございます。

すなわち1つ目に、客は店の支配または「管理の下に歌唱しているということ、および2つ目に、これにより店が「営業上の利益を増大させることを意図していること、でございます。…しかしながら、ここで問題になりますのは、この第一要素、すなわち管理・支配というファクターが、カラオケボックスにおけると同等、あるいはそれ以上に極めてゆるやかに解釈されているということでございます。これをたやすく承認いたしますと、確かに利用行為主体性を認定することは容易になるのですが、その反面、他の領域へも少なからず波及効果が及ぶおそれがございます。これが進みますと、その是非はともかくとして、例えばナップスター社を複製・送信の主体と見ようようになり、あるいはカラオケリース業者を歌唱の主体と見ようようになり、その可能性が出てくるようにも思われます。そうだといたしますと、著作権法の文言を超えて著作物の利用行為というものが増大してしまい、結果として著作権の権利範囲というものが不明確になってしまいかねないように思われるわけでございます。

9

カラオケ法理批判

著作権法学会シンポジウム2001
【サービスプロバイダーの法的地位と責任】
(2001年12月1日)

上野達弘「プロバイダーの責任——プロバイダーに対する差止を中心に」
著作権研究28号92頁以下(2003年)

また、このカラオケ法理は、確かに判例上高度に定着しているとは申しませんが、従来からこれが「擬制的」に過ぎるとの批判が少なくございません。これは附則14条を中心とする、もはや過去のものとなった特別な事情により、カラオケの場面だけに限って、いわばやむなく採用されてきた特殊な法理であって、今日においては、もはやカラオケにおいてさえ維持する必要は必ずしもないと思われるわけであります。そうだといたしますと、プロバイダーの問題に関して、この法理を持ち出すこと自体、必ずしも適切ではないように思われます。

10

カラオケ法理批判

上野達弘「メモリーカードの使用と著作権者の同一性保持権侵害等」
民商法雑誌125巻6号753頁以下(2002年)

次に、カラオケスナック等における客の歌唱について店を演奏行為の主体と見る法理も判例上定着している(カラオケ法理)。ここでは客と店とは「手足」関係に立たないし、しかも客の歌唱それ自体は著作権法38条に基づき適法であるにもかかわらず、①客は店の支配または「管理のもとに歌唱していること、そして、②これにより店が「営業上の利益を増大させることを意図していることを理由に、店が歌唱行為の主体だと認められてきたのである。したがって、本件においてこの法理を適用できれば、たとえプレイヤーの行為が侵害行為と評価されなくてもYの責任を肯定できることになる。しかしながら、本件においては、Yとプレイヤーとの間にこれと同等の支配・管理関係を認めることはできない。さらに、この法理自体、十数年前のカラオケをめぐる複雑な事象に対応するためやむなく導入された苦肉の策というべきであり、当初から学説による批判も強く、少なくとも理論的に見るかぎり特殊な法理といわざるを得ない。実際のところ、カラオケ以外に関するその後の裁判例においては、「手足」関係にあるとはいえない他者の適法な利用行為について利用行為主体が肯定されたケースは見当たらないことを看過すべきでなかろう。

11

カラオケ法理批判

上野達弘「いわゆる『カラオケ法理』の再検討」『知的財産権法と競争法の現代的展開』紋谷暢男先生古稀記念(発明協会、2006年)783頁

カラオケ法理とは、物理的な利用行為の主体とは言い難い者を、管理(支配)性および営業上の利益という二つの要素に着目して規範的に利用行為の主体と評価する考え方であり、前掲・最判昭和63年3月15日【クラブ・キャッツアイ事件】において採用されたものといわれている。このカラオケ法理は、今日に至るまで、カラオケスナックやカラオケボックスといったカラオケ関連事件のみならず、P2Pファイル交換などさまざまな事案に適用され、次第に一般化されてきた。そのため、カラオケ法理は判例・学説に定着しているようにみえる。

しかし、このカラオケ法理は、きわめて特殊な状況において抽出された技巧的な理論であり現在は状況がまったく変化していること、また、かねてから十分に正当化されないまま一般化されつつありその波及効果も大きいことから、あらためて再検討する必要があるのではないかと考える。

12

このような観点からすると、音楽教室における演奏の主体の判断に当たっては、演奏の対象、方法、演奏への関与の内容、程度等の諸要素を考慮し、誰が当該音楽著作物の演奏をしているかを判断するのが相当である(最高裁平成21年(受)第788号同23年1月20日第一小法廷判決・民集65巻1号399頁〔ロクラクII事件最高裁判決〕参照)。

著作権者 → 演奏権 → 音楽教室事業者 → 音楽教室における演奏(教師/生徒)に演奏権は及ぶか? → 生徒

知財高判令和3年3月18日
東京地判令和2年2月28日 室

13

(2) 教師による演奏行為について
 ・控訴人らは、教師に対し、本件受講契約の本旨に従った演奏行為を、雇用契約又は準委任契約に基づく法的義務の履行として求め、必要な指示や監督をしながらその管理支配下において演奏させているといえるのであるから、教師がした演奏の主体は、規範的観点に立てば控訴人らであるというべきである。

著作権者 → 演奏権 → 音楽教室事業者 → 音楽教室における演奏(教師/生徒)に演奏権は及ぶか? → 生徒

知財高判令和3年3月18日
東京地判令和2年2月28日 室

14

(3) 生徒による演奏行為について
 ・生徒は、専ら自らの演奏技術等の向上のために任意かつ自主的に演奏を行っており、控訴人らは、その演奏の対象、方法について一定の準備行為や環境整備をしているとはいえ、教授を受けるための演奏行為の本質からみて、生徒がした演奏を控訴人らがした演奏とみることは困難といわざるを得ず、生徒がした演奏の主体は、生徒であるというべきである。

著作権者 → 演奏権 → 音楽教室事業者 → 音楽教室における演奏(教師/生徒)に演奏権は及ぶか? → 生徒

知財高判令和3年3月18日
東京地判令和2年2月28日 室

15

音楽教室事件

経緯

2020年 2月28日 第一審判決(請求棄却)
 2021年 3月18日 控訴審判決(一部変更)

16

最高裁判決・前夜

茶園成樹「音楽分野と著作権」法学教室449号13頁(2018年)

カラオケ法理に関してはその根拠が明確ではないこと等の様々な問題が指摘されているが、生徒による演奏は教師による教育の課程において行われるものであるため、生徒は音楽教室の管理の下に演奏していると評価され、しかも、その管理の程度は、カラオケスナックの客による歌唱に対する店の管理よりも**強度**のものといえることから、カラオケ法理によって音楽教室経営者の演奏主体性が肯定される可能性はあると思われる。

劉揚「音楽教室における楽曲の使用による著作権侵害の成否——ヤマハ音楽教室事件」知的財産法政策学研究62号350頁(2022年)

要するに、生徒の演奏は、音楽教室事業者の**強度の管理**の下に行われるものであり、その関与の程度は、カラオケ店舗のそれに比して優るとも劣らないものであろう。したがって、カラオケ店舗の行為主体性を認める「クラブ・キャッツアイ事件」のカラオケ法理の下では、本判決の理解と異なり、むしろ生徒の演奏についても本件原告らの行為主体性を肯定することになるとと思われる。

17

最高裁判決・前夜

高林龍・三村量一・上野達弘「編者が語る知的財産法の実務と理論の10年」同編『年報知的財産法2020-2021』(日本評論社、2020年)61頁以下

高林 最高裁では、クラブ・キャッツアイ事件から始まり脈々といくつかの判決を出してきていますから、音楽教室の事件で、クラブ・キャッツアイ事件はカラオケ・スナックの話の事例的判断だから、音楽教室はまったく別の事案であると判決ができるでしょうか?

三村 わたしはできると思います。

高林 でも、カラオケ・スナックで歌う人と、音楽教室で演奏する子どもたちとは、似たようなレベルのものだと思いませんか。ホステスとお客さん、音楽教室の先生と生徒だからちがうよねとやるんですか? 最高裁にしたら、すごくやりにくくないでしょうか。

《中略》

18

最高裁判決・前夜

高林龍・三村量一・上野達弘「編者が語る知的財産法の実務と理論の10年」
同編『年報知的財産法2020-2021』（日本評論社、2020年）61頁以下

高林 下級審ではありませんが、カラオケボックスなどでお店を主体とする判決がきていたので、最高裁が音楽教室は主体でないと判示するのは、クラブ・キャッツアイ事件判決は**死んだ判決**であるとして黙殺しないかぎりは、難しいのではないかと思います。やりにくくないですかね。

上野 たしかに、最高裁が音楽教室事件について判断する際には、キャッツアイ判決との関係をどう整理するかという点が問題になるかと思いますが。ひよっとしたら、カラオケボックスの客の歌唱について店舗経営者の演奏主体性を肯定したキャッツアイ判決がある以上、音楽教室における生徒の演奏についても音楽教室事業者の演奏主体性を肯定せざるを得ない、と考える方もおられるかもしれません。ただ、キャッツアイ判決は、先ほど詳しく申し上げましたように、極めて特殊な旧法規定が残存していた時代に、いわば立法の欠陥を補うために行われた判断ですから、当時のカラオケボックスに関する「事例判決」を、現行法における音楽教室に射程が及ぶと解する方が本来は困難というべきではないかと思えます。

19

最高裁判決・前夜

高林龍・三村量一・上野達弘「編者が語る知的財産法の実務と理論の10年」
同編『年報知的財産法2020-2021』（日本評論社、2020年）61頁以下

そのように、当時のカラオケボックスにおける客の歌唱について店舗経営者の演奏主体性を肯定したということが一人歩きするくらいなら、クラブ・キャッツアイ事件における伊藤正己裁判官の少数意見のように、カラオケ装置を「音楽を鑑賞させるための特別の設備」に当たるとする理由で請求を認めた方がよかったですと思います。キャッツアイ判決が出た頃は、先ほどご紹介した伊藤判事の意見も、法廷意見を「いささか不自然であり、無理な解釈ではないか」とか、客による歌唱を店舗経営者である「被告人らによる歌唱と同視するのは、擬制的にすぎず相当でない」と批判していましたし、判例評釈なども、「無理な構成をとらざるをえなかった」とか、「通常の解釈技術の枠を超えた、不自然な論理」で「行き過ぎた擬制を強いるもの」といったように批判が強かったわけですが、現在もしキャッツアイ判決を最高裁判決だからといって無批判に自明視してしまうようなことがあるならば、思考停止と言わざるを得ません。

20

最高裁・上告受理

経緯

- 2020年 2月28日 第一審判決（請求棄却）
- 2021年 3月18日 控訴審判決（一部認容）
- 2022年 7月28日 **最高裁：上告一部受理**
- 2022年 9月29日 最高裁：口頭弁論
- 2022年10月24日 最高裁判決（上告棄却）

2022.1.13 上野達弘「著作権法における行為主体論をめぐる議論の総括」@大阪弁護士会

2022.8.28 上野達弘「著作権法における行為主体論——私から見たその到達点」@北大サマーセミナー

Cf. とぎめきメモリアル事件（最高裁）
2001年1月16日口頭弁論、2月13日判決（上告棄却）

21

最高裁・上告受理



22

最高裁・上告受理

調 査 (決定)	
事件の表示	令和3年(受)第1112号
決定日	令和4年7月28日
裁判所	最高裁判所第一小法廷
裁判長裁判官	深山 卓 也
裁判官	山口 厚 介
裁判官	安 田 亮 介
裁判官	岡 正 晶
裁判官	堺 徹
当事者等	別紙当事者目録記載のとおり
原 判 決 の 表 示	知的財産高等裁判所令和2年(ホ)第10022号(令和3年3月18日判決)
裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。	
第1 主 文	1 本件を上告審として受理する。 2 単立での理由中、第2を除く部分を排除する。
第2 理 由	本件単立での理由によれば、本件は、民法第318条1項の事件に当たりますが、単立での理由中、第2を除く部分は、重要でないと認められる。 令和4年7月28日 最高裁判所第一小法廷 裁判所書記官 三 浦 康 晴

決定文

23

上告受理申立

第2:「生徒の演奏による著作物の利用主体に係る法律判断の誤り」
第3:「著作権法22条にいう『公衆に直接間接させることを目的として』に係る法律判断の誤り」

第1 原告の主張	17
① 著作権法22条の「公衆に直接間接させることを目的として」に係る法律判断の誤り	17
② 著作権法22条の「公衆に直接間接させることを目的として」に係る法律判断の誤り	17
③ 「公衆に直接間接させることを目的として」に係る法律判断の誤り	18
④ 「公衆に直接間接させることを目的として」に係る法律判断の誤り	19
2 著作権法22条の「公衆に直接間接させることを目的として」に係る法律判断の誤り	21
① 著作権法22条の「公衆に直接間接させることを目的として」に係る法律判断の誤り	21
② 著作権法22条の「公衆に直接間接させることを目的として」に係る法律判断の誤り	22
3 著作権法22条の「公衆に直接間接させることを目的として」に係る法律判断の誤り	24
① 著作権法22条の「公衆に直接間接させることを目的として」に係る法律判断の誤り	24
② 著作権法22条の「公衆に直接間接させることを目的として」に係る法律判断の誤り	25
4 著作権法22条の「公衆に直接間接させることを目的として」に係る法律判断の誤り	25
① 著作権法22条の「公衆に直接間接させることを目的として」に係る法律判断の誤り	25
② 著作権法22条の「公衆に直接間接させることを目的として」に係る法律判断の誤り	27
5 著作権法22条の「公衆に直接間接させることを目的として」に係る法律判断の誤り	27
① 著作権法22条の「公衆に直接間接させることを目的として」に係る法律判断の誤り	27
② 著作権法22条の「公衆に直接間接させることを目的として」に係る法律判断の誤り	28
③ 著作権法22条の「公衆に直接間接させることを目的として」に係る法律判断の誤り	30
④ 著作権法22条の「公衆に直接間接させることを目的として」に係る法律判断の誤り	32
⑤ 著作権法22条の「公衆に直接間接させることを目的として」に係る法律判断の誤り	34
⑥ 著作権法22条の「公衆に直接間接させることを目的として」に係る法律判断の誤り	34
6 著作権法22条の「公衆に直接間接させることを目的として」に係る法律判断の誤り	36
① 著作権法22条の「公衆に直接間接させることを目的として」に係る法律判断の誤り	36
② 著作権法22条の「公衆に直接間接させることを目的として」に係る法律判断の誤り	38
③ 著作権法22条の「公衆に直接間接させることを目的として」に係る法律判断の誤り	38
④ 著作権法22条の「公衆に直接間接させることを目的として」に係る法律判断の誤り	38
7 著作権法22条の「公衆に直接間接させることを目的として」に係る法律判断の誤り	39
① 著作権法22条の「公衆に直接間接させることを目的として」に係る法律判断の誤り	39
② 著作権法22条の「公衆に直接間接させることを目的として」に係る法律判断の誤り	39
③ 著作権法22条の「公衆に直接間接させることを目的として」に係る法律判断の誤り	39

被告の主張	30
1 原告の主張	30
① 著作権法22条の「公衆に直接間接させることを目的として」に係る法律判断の誤り	30
② 著作権法22条の「公衆に直接間接させることを目的として」に係る法律判断の誤り	31
2 「著作権法22条にいう『公衆に直接間接させることを目的として』」に係る法律判断の誤り	31
① 著作権法22条の「公衆に直接間接させることを目的として」に係る法律判断の誤り	31
② 著作権法22条の「公衆に直接間接させることを目的として」に係る法律判断の誤り	32
3 「著作権法22条にいう『公衆に直接間接させることを目的として』」に係る法律判断の誤り	32
① 著作権法22条の「公衆に直接間接させることを目的として」に係る法律判断の誤り	32
② 著作権法22条の「公衆に直接間接させることを目的として」に係る法律判断の誤り	33
4 著作権法22条の「公衆に直接間接させることを目的として」に係る法律判断の誤り	33
① 著作権法22条の「公衆に直接間接させることを目的として」に係る法律判断の誤り	33
② 著作権法22条の「公衆に直接間接させることを目的として」に係る法律判断の誤り	34
③ 著作権法22条の「公衆に直接間接させることを目的として」に係る法律判断の誤り	35
④ 著作権法22条の「公衆に直接間接させることを目的として」に係る法律判断の誤り	35
5 著作権法22条の「公衆に直接間接させることを目的として」に係る法律判断の誤り	35
① 著作権法22条の「公衆に直接間接させることを目的として」に係る法律判断の誤り	35
② 著作権法22条の「公衆に直接間接させることを目的として」に係る法律判断の誤り	36
③ 著作権法22条の「公衆に直接間接させることを目的として」に係る法律判断の誤り	36
④ 著作権法22条の「公衆に直接間接させることを目的として」に係る法律判断の誤り	36
⑤ 著作権法22条の「公衆に直接間接させることを目的として」に係る法律判断の誤り	36
⑥ 著作権法22条の「公衆に直接間接させることを目的として」に係る法律判断の誤り	36
⑦ 著作権法22条の「公衆に直接間接させることを目的として」に係る法律判断の誤り	36
⑧ 著作権法22条の「公衆に直接間接させることを目的として」に係る法律判断の誤り	36
⑨ 著作権法22条の「公衆に直接間接させることを目的として」に係る法律判断の誤り	36
⑩ 著作権法22条の「公衆に直接間接させることを目的として」に係る法律判断の誤り	36
⑪ 著作権法22条の「公衆に直接間接させることを目的として」に係る法律判断の誤り	36
⑫ 著作権法22条の「公衆に直接間接させることを目的として」に係る法律判断の誤り	36
⑬ 著作権法22条の「公衆に直接間接させることを目的として」に係る法律判断の誤り	36
⑭ 著作権法22条の「公衆に直接間接させることを目的として」に係る法律判断の誤り	36
⑮ 著作権法22条の「公衆に直接間接させることを目的として」に係る法律判断の誤り	36
⑯ 著作権法22条の「公衆に直接間接させることを目的として」に係る法律判断の誤り	36
⑰ 著作権法22条の「公衆に直接間接させることを目的として」に係る法律判断の誤り	36
⑱ 著作権法22条の「公衆に直接間接させることを目的として」に係る法律判断の誤り	36
⑲ 著作権法22条の「公衆に直接間接させることを目的として」に係る法律判断の誤り	36
⑳ 著作権法22条の「公衆に直接間接させることを目的として」に係る法律判断の誤り	36
㉑ 著作権法22条の「公衆に直接間接させることを目的として」に係る法律判断の誤り	36
㉒ 著作権法22条の「公衆に直接間接させることを目的として」に係る法律判断の誤り	36
㉓ 著作権法22条の「公衆に直接間接させることを目的として」に係る法律判断の誤り	36
㉔ 著作権法22条の「公衆に直接間接させることを目的として」に係る法律判断の誤り	36
㉕ 著作権法22条の「公衆に直接間接させることを目的として」に係る法律判断の誤り	36
㉖ 著作権法22条の「公衆に直接間接させることを目的として」に係る法律判断の誤り	36
㉗ 著作権法22条の「公衆に直接間接させることを目的として」に係る法律判断の誤り	36
㉘ 著作権法22条の「公衆に直接間接させることを目的として」に係る法律判断の誤り	36
㉙ 著作権法22条の「公衆に直接間接させることを目的として」に係る法律判断の誤り	36
㉚ 著作権法22条の「公衆に直接間接させることを目的として」に係る法律判断の誤り	36
㉛ 著作権法22条の「公衆に直接間接させることを目的として」に係る法律判断の誤り	36
㉜ 著作権法22条の「公衆に直接間接させることを目的として」に係る法律判断の誤り	36
㉝ 著作権法22条の「公衆に直接間接させることを目的として」に係る法律判断の誤り	36
㉞ 著作権法22条の「公衆に直接間接させることを目的として」に係る法律判断の誤り	36
㉟ 著作権法22条の「公衆に直接間接させることを目的として」に係る法律判断の誤り	36
㊱ 著作権法22条の「公衆に直接間接させることを目的として」に係る法律判断の誤り	36
㊲ 著作権法22条の「公衆に直接間接させることを目的として」に係る法律判断の誤り	36
㊳ 著作権法22条の「公衆に直接間接させることを目的として」に係る法律判断の誤り	36
㊴ 著作権法22条の「公衆に直接間接させることを目的として」に係る法律判断の誤り	36
㊵ 著作権法22条の「公衆に直接間接させることを目的として」に係る法律判断の誤り	36
㊶ 著作権法22条の「公衆に直接間接させることを目的として」に係る法律判断の誤り	36
㊷ 著作権法22条の「公衆に直接間接させることを目的として」に係る法律判断の誤り	36
㊸ 著作権法22条の「公衆に直接間接させることを目的として」に係る法律判断の誤り	36
㊹ 著作権法22条の「公衆に直接間接させることを目的として」に係る法律判断の誤り	36
㊺ 著作権法22条の「公衆に直接間接させることを目的として」に係る法律判断の誤り	36
㊻ 著作権法22条の「公衆に直接間接させることを目的として」に係る法律判断の誤り	36
㊼ 著作権法22条の「公衆に直接間接させることを目的として」に係る法律判断の誤り	36
㊽ 著作権法22条の「公衆に直接間接させることを目的として」に係る法律判断の誤り	36
㊾ 著作権法22条の「公衆に直接間接させることを目的として」に係る法律判断の誤り	36
㊿ 著作権法22条の「公衆に直接間接させることを目的として」に係る法律判断の誤り	36

上告受理申立理由書

24

上告受理申立

第2:「生徒の演奏による著作物の利用主体に係る法律判断の誤り」
 第3:「著作権法22条にいう『公衆に直接聞かせることを目的として』に係る法律判断の誤り」

以上の次第で、原判決には、①音楽教室のレッスンにおける生徒の演奏による著作物(課題曲)の利用主体を音楽教室事業者である相手方であるとはいえないとした利用主体に係る法律判断、並びに②音楽教室のレッスンにおける生徒の演奏による著作物(課題曲)の利用主体を音楽教室事業者である相手方と仮定しても、著作権法22条にいう「公衆に直接聞かせることを目的として」演奏されるものとはいえないとした法律判断の2点において、最高裁判所及び高等裁判所の判例に相反し、判決の結論に影響を及ぼすことが明らかな法律判断を誤った違法がある。

上告受理申立て理由書

25



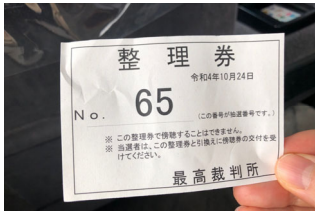
26



27



28



29



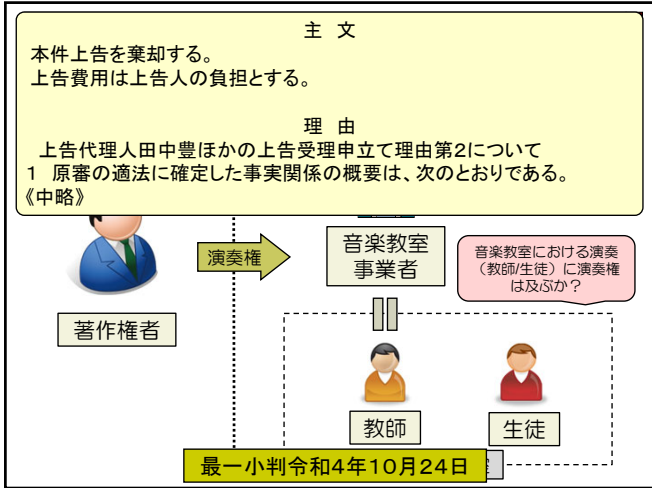
30



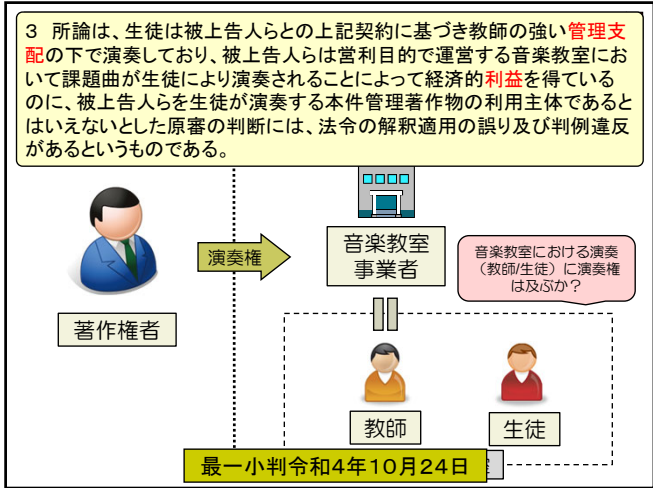
31



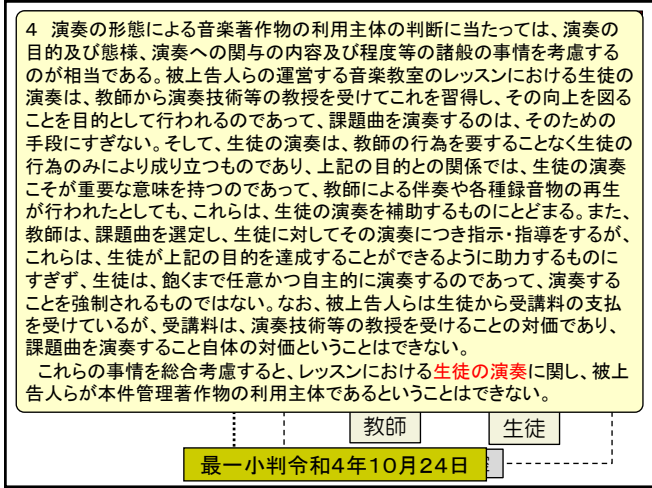
32



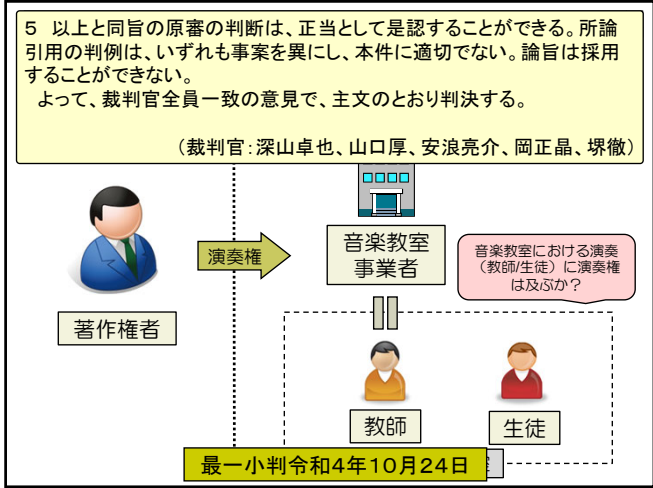
33



34



35



36

検討

- 1 上告受理&判決の意味
- 2 一般論
 - 一般論を示したこと
 - 「カラオケ法理」との関係
 - 「カラオケ法理」の死？
 - ロクラク判決との関係
 - 本判決が示した考慮要素
- 3 当てはめ

37

ロクラク判決との関係

本判決 目的 態様 関与の内容及び程度 等

演奏の形態による音楽著作物の利用主体の判断に当たっては、演奏の目的及び態様、演奏への関与の内容及び程度等の諸般の事情を考慮するのが相当である。

ロクラク判決 対象 方法 関与の内容、程度 等

複製の主体の判断に当たっては、複製の対象、方法、複製への関与の内容、程度等の諸要素を考慮して、誰が当該著作物の複製をしているといえるかを判断するのが相当である。

38

本判決のあてはめ

目的 態様 関与の内容及び程度 等

- 1 被上告人らの運営する音楽教室のレッスンにおける生徒の演奏は、教師から演奏技術等の教授を受けてこれを習得し、その向上を図ることを目的として行われるのであって、課題曲を演奏するのは、そのための手段にすぎない。
- 2 そして、生徒の演奏は、教師の行為を要することなく生徒の行為のみにより成り立つものであり、上記の目的との関係では、生徒の演奏こそが重要な意味を持つのであって、教師による伴奏や各種録音物の再生が行われたとしても、これらは、生徒の演奏を補助するものととらえる。
- 3 また、教師は、課題曲を選定し、生徒に対してその演奏につき指示・指導をするが、これらは、生徒が上記の目的を達成することができるように助力するものにすぎず、生徒は、飽くまで任意かつ自主的に演奏するのであって、演奏することを強制されるものではない。
- 4 なお、被上告人らは生徒から受講料の支払を受けているが、受講料は、演奏技術等の教授を受けることへの対価であり、課題曲を演奏すること自体の対価ということとはできない。

39

検討

- 1 上告受理&判決の意味
- 2 一般論
 - 一般論を示したこと
 - 「カラオケ法理」との関係
 - 「カラオケ法理」の死？
 - ロクラク判決との関係
 - 本判決が示した考慮要素
- 3 当てはめ

40

早稲田大学法学学術院
 上野達弘
 uenot@waseda.jp

41